

商 法 (50 点)

第 1 問

P株式会社は、資本金の額3億円、資産の総額50億円、負債の総額30億円の取締役会設置会社であり、監査役設置会社である。P社の定款には、取締役会の決議要件について特に定めは設けられていない。P社の取締役は、A～Eの5名であり、Aが代表取締役であったが、D・Eは、かねてAの経営方針に不満を持ち、Aと対立関係にあった。

代表取締役Aは、P社を代表し、事業規模拡大に備えてP社が長年保有してきた帳簿価格5億円の土地（以下「本件土地」という）を、取引先のQ社に5億円で譲渡する契約を締結した（以下「本件契約」という）。これに先立って開催されたP社取締役会において、本件契約を承認する決議がなされたが（以下「本件決議」という）、この取締役会では、D・E2名に招集通知が発出されず、本件決議は、A・B・C3名が出席し、A・Bの賛成によりなされたものであることが判明した（Cは棄権）。

（1）Q社が本件契約に基づき、P社に対して本件土地の引渡しを求めたとき、P社は、どのような主張をして争うことが考えられるかを検討しなさい。

（2）かりに、本件土地の帳簿価格が1000万円であり、P社の定款に「帳簿価格1000万円以上の財産の処分については取締役会の承認を要する」旨の定めがあったとする。P社は、どのような主張をして争うことが考えられるかを検討しなさい。

（3）かりに、本件土地の帳簿価格が1000万円であり、P社の定款に「帳簿価格1000万円以上の財産の処分については取締役会の承認を要する」旨の定めがあり、さらに、代表取締役Aは、代金を自己の遊興費に充てるために本件契約を締結したものであったとする。P社は、どのような主張をして争うことが考えられるかを検討しなさい。